

# 埼玉県警察職員懲戒等取扱規程

昭和54年6月11日

警察本部訓令第15号

警察本部長

埼玉県警察職員懲戒等取扱規程を次のように定める。

## 埼玉県警察職員懲戒等取扱規程

埼玉県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令（昭和45年埼玉県警察本部訓令第10号）の全部を改正する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年埼玉県条例第52号）に定めるもののほか、埼玉県警察職員の懲戒等の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「職員」とは、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する埼玉県警察の職員をいう。
- (2) 「監督者」とは、職員を監督する地位にある警部補以上の階級にある警察官及びこれと同等の職にある一般職員をいう。
- (3) 「懲戒等」とは、懲戒、訓戒及び注意をいう。

一部改正〔平成12年第23号、25年第29号〕

### 第2章 規律違反の申立て等

一部改正〔平成25年第29号〕

（規律違反）

第3条 職員が法第29条第1項各号の一に該当する場合には、これを規律違反とする。

（規律違反の申立て）

第4条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて、書面により、本部長に申し立てることができる。

一部改正〔平成25年第29号〕

( 職員の責務 )

第 5 条 職員（次条に規定する場合の監督者及び第 7 条に規定する場合の所属長を除く。）は、次の各号に掲げる職員に規律違反があると認める場合は、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に定める者に報告するよう努めなければならない。

- (1) 自らが属する所属の職員 所属長又は警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）  
若しくは同部監察官（以下「監察官」という。）
- (2) その他の職員 首席監察官又は監察官

追加〔平成25年第29号〕

( 監督者の責務 )

第 6 条 監督者（所属長を除く。）は、自らが監督する職員に規律違反があると認める場合は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

追加〔平成25年第29号〕

( 所属長等の責務 )

第 7 条 所属長は、所属の職員に規律違反があると認める場合は、報告書（様式第 1 号）により、直ちにその旨を首席監察官又は監察官に報告しなければならない。

- 2 規律違反が所属長に係るものであるときは、警察本部の部長が、前項の規定に準じて、規律違反の報告を行うものとする。
- 3 警察学校長は、警察学校の学生の在校中における規律違反について、第 1 項の規定に準じて、規律違反の報告をしなければならない。

一部改正〔平成18年第21号、25年第29号〕

( 首席監察官及び監察官の責務 )

第 8 条 首席監察官及び監察官は、職員に規律違反があると認められるときは、直ちに事実を調査し、懲戒の手續に付す必要があると認めるときは、申立書（様式第 2 号）に次の各号に掲げる書類等を添えて本部長に申し立てなければならない。

- (1) 身上調査書（様式第 3 号）
- (2) 本人の聴取書又は始末書。ただし、本人が供述又は始末書の提出を拒んだときは事実調査書とする。
- (3) その他の証拠

- 2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

一部改正〔平成18年第21号〕、追加〔平成25年第29号〕

（事実調査の補助）

第9条 本部長は、必要により、方面本部の職員及び警察本部に勤務する職員のうち指名した者を、前条に掲げる事務のうち、職員の規律違反についての事実調査に従事させることができる。

2 前項の事実調査に係る必要な調整は、首席監察官が行うものとする。

追加〔平成15年第16号〕、一部改正〔平成18年第21号・第51号、25年第29号〕

### 第3章 懲戒審査委員会の審査

（懲戒審査委員会）

第10条 職員の規律違反の事案を審査するため、警察本部に埼玉県警察職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正〔平成25年第29号〕

（委員会の組織）

第11条 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長は警務部長、委員には警務部長を除く警察本部の部長、さいたま市警察部長、方面本部長、警察学校長、警務部警務課長及び首席監察官の職にある者をもつて充てる。

3 委員長は、必要と認めるときは、前項に定める職にある者以外の者を委員に指名することができる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成12年第23号、15年第16号、18年第21号、25年第29号〕

（委員会の書記）

第12条 委員会に、書記を置く。

2 書記は、警務部監察官室に勤務する警部及び必要がある場合に、委員長が指名する者をもつて充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて、委員会の事務に従事する。

一部改正〔平成25年第29号〕

（審査の要求）

第13条 本部長は、第4条又は第8条第1項に規定する申立てを受けた場合において、その規律違反に対し懲戒処分を必要と認めるときは、懲戒審査要求書（様式第4号）に証拠を添え

て、直ちに委員会に当該事案の審査を要求するとともに、申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）にその規律違反の事実及び委員会の審査に付した旨を通知するものとする。

2 前項の場合において、被申立者からあらかじめ書面審査承諾書（様式第5号）により口頭審査を要求しない旨の提出がなされているとき、又は被申立者の所在を知ることができないときは、被申立者に対する通知を省略することができる。

3 第1項の通知を受けた被申立者が、第17条に規定する口頭審査を要求しようとする場合には、口頭審査要求書（様式第6号）により、直ちに要求しなければならない。

一部改正〔平成25年第29号〕

（勤務に関する指示等）

第14条 本部長は、規律違反の申立てを受けた場合において、必要があると認めるときは、申立ての調査及び審査の間、被申立者の勤務に関し必要な指示をし、被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品及び貸与品の返納を命ずることができる。

一部改正〔平成25年第29号〕

（委員会の審査）

第15条 委員長は、本部長から審査の要求があつたときは、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、その要求のあつた日から7日間は、委員会の審査を行うことができない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合、又は委員会が必要と認めた場合には、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の審査は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

6 委員長が、規律違反が軽易、定型的等で委員会を開催する必要がないと認めた場合は、持ち回りにより審査をすることができる。

7 監察官は、委員会に出席して審査する事案について説明することができる。

一部改正〔平成25年第29号〕

（除斥）

第16条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に参加することができない。

一部改正〔平成25年第29号〕

（口頭審査の手続）

第17条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、口頭審査通知書（様式第7号）により、速やかに委員会における審査の期日及び場所を通知するとともに、申立書の写しを送達しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者の出席により行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなく出席しないとき、又は再度の呼出しにも応じないときは、この限りでない。

3 委員長は、規律違反を申し立てた者の側の証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。

4 被申立者は、委員会の審査の期日の3日前までに委員長に対し、要求書（様式第8号）により、被申立者の側の証人の呼出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。

5 委員長は、前項の規定による要求を受けた場合には、被申立者の側の証人を委員会に呼び出さなければならない。ただし、その証人が呼出しに応じないなど、やむを得ない場合は、この限りでない。

一部改正〔平成25年第29号〕

（委員会の報告）

第18条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から報告書（様式第9号）により本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成25年第29号〕

（審査記録）

第19条 警務部監察官室長は、委員会における審査の結果を懲戒審査委員会審査記録（様式第10号）により記録しておかななければならない。

一部改正〔平成25年第29号〕

#### 第4章 訓戒及び注意

（訓戒及び注意）

第20条 本部長は、規律違反が軽微なものであつて懲戒処分の必要がないと認めるときは、訓戒又は注意を行うことができる。

2 前項の訓戒及び注意は、規律違反の程度により警務部長又は所属長に行わせることができる。

一部改正〔平成18年第21号、25年第29号〕

#### 第5章 懲戒等の手続

一部改正〔平成25年第29号〕

(懲戒処分の手続)

第21条 懲戒処分は、当該職員に対し懲戒処分書(様式第11号)及び処分説明書(様式第12号。ただし、被処分者が技能職員(技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令(昭和44年埼玉県警察本部訓令第12号)第2条に規定する者をいう。)である場合は、様式第13号)を交付して行うものとする。

2 前項の文書の交付に際し、被処分者の所在を知ることができない場合は、埼玉県警察本部告示(様式第14号)により掲示するほか、その内容を埼玉県報等に登載して交付に代えることができるものとし、登載された日から2週間を経過したときに文書の交付があつたものとみなす。

3 第1項の文書の交付に際し、当該職員がその受領を拒んだときは、その時において交付があつたものとみなす。

一部改正〔平成18年第21号、25年第29号〕

(訓戒及び注意の手続)

第22条 訓戒及び注意は、誓約書又は始末書を徴し、訓戒は訓戒書(様式第15号)を、注意は注意書(様式第16号)を交付して行うものとする。

一部改正〔平成15年第26号、25年第29号〕

(処分等の通知及び報告)

第23条 首席監察官は、懲戒等(所属長訓戒及び所属長注意を除く。)が行われた場合は、速やかに被処分者の所属長に対し、懲戒処分書及び処分説明書、訓戒書又は注意書の写しを添えて、処分の種別、程度その他必要な事項を通知するものとする。

2 所属長は、所属の職員について第20条第2項に定める訓戒又は注意を行つたときは、訓戒報告書(様式第17号)又は注意報告書(様式第18号)に訓戒書又は注意書の写しを添えて、速やかに本部長に報告しなければならない。

一部改正〔平成12年第23号、15年第26号、18年第21号、25年第29号〕

( 停職者に対する措置 )

第24条 停職処分を受けた者に対する支給品及び貸与品の取扱いについては、第14条の規定を準用する。

一部改正〔平成25年第29号〕

## 第6章 補則

( 庶務 )

第25条 委員会の庶務は、警務部監察官室において処理する。

一部改正〔平成25年第29号〕

( 記録整理 )

第26条 警務部監察官室長は、懲戒等の状況を記録整理しておかなければならない。

一部改正〔平成12年第23号、18年第21号、25年第29号〕

( 人事記録表への記載 )

第27条 警務部警務課長及び所属長は、懲戒等が行われた場合は、埼玉県警察職員の人事記録に関する訓令（平成4年埼玉県警察本部訓令第22号）第5条に定める人事記録表に所定の事項を記載しておかなければならない。

一部改正〔平成12年第23号、25年第29号〕

## 附 則

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（平成5年12月20日警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成12年5月31日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日警察本部訓令第16号）

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成15年7月29日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日警察本部訓令第51号）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日警察本部訓令第9号）

- 1 この訓令は、令和3年3月16日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

【様式省略】